

都立武蔵高等学校・附属中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、都立武蔵高等学校・附属中学校PTA（以下、「本会」という）が取得・保有する個人情報の適切な取扱いについての基本的事項を定めることにより、本会の円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適切な取扱いが図られなければならない。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 個人情報とは都立武蔵高等学校・武蔵高等学校附属中学校生徒及びその保護者の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、写真、その他の符号により当該個人を識別できるものをいう。
- ② 要配慮個人情報とは個人の人種、信条、社会的身分、病歴その他個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- ③ 本会規約の用語に従う。

(責務)

第4条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第5条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。管理者は取扱者を監督する。

2 管理者は、本会における個人情報の取得、利用、保管、開示、訂正、利用停止及び削除の請求に対し、適切に処理する責務を負う。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報の取扱者は、本会個人情報取扱細則（以下、「細則」という）に定める。

2 取扱者は、管理者の監督の下でその職務を代行する。

(秘密保持義務)

第7条 管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(周知)

第8条 この規則ほか、本会が取扱う個人情報に関する方針等については、ホームページ等を活用し、わかりやすく周知する。

(取得方法)

第9条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

2 要配慮個人情報については、本会規約会計細則第2条による申請に関する目的以外では取得しないものとする。なお、要配慮個人情報取扱いの方法は細則に定める。

(利用)

第10条 本会が取得した個人情報は、各号の目的に沿った利用を行うものとする。

- ① 本会活動に関する対象者の特定
- ② 本会活動に関する文書の送付
- ③ 本会会費の管理
- ④ 役員、監査、学年委員会及び選考委員会の委員並びに専門部会の部員（以下、「学級委員」という）の選出に関する活動
- ⑤ 役員、監査及び学級委員の名簿の作成
- ⑥ PTA活動に関する機関紙・ホームページ等作成に関する活動

2 管理者及び取扱者は学級委員が前項各号に基づく目的により利用を申し出た時は、要配慮個人情報を除く個人情報について提供できるものとする。

(利用目的による制限)

第11条 本会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第12条 個人情報データベース等は管理者又は取扱者が保管するものとし、管理者は、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- ① 紛失、破損その他の事故防止
- ② 改ざん及び漏えいの防止
- ③ 個人情報の正確性及び最新性の維持
- ④ 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は削除

(保管および持ち出し等)

第13条 個人情報データベース等を取扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合は、適切な漏えい及び紛失対策を行うこととする。

(情報の開示等)

第14条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、管理者が適切に応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 本会の会員は、個人情報について、漏えい等(紛失含む)のおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、役員、監査、学級委員及び会員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施することができる。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第18条 法令の改正又は実務上の不備等が発生した場合は、本会規約第7条及び第11条に規定する運営委員会の議決をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(細則)

第19条 本規定の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

本規則は、2023年4月1日より施行する。

改訂履歴

1. 2023年4月制定